

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 土地改良区の定款変更
土地改良事業の認可

土地の立入許可
豚の移入禁止
肝てつ検査及び駆除の実施
種付並びに精液の譲渡及び注入手数料の額

告示

鳥取県告示第六百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条
第二項の規定により、上灘土地改良区の定款変更につい
て、昭和三十三年十二月四日認可した。

昭和三十三年十二月十日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第六百六十四号

境港市から申請のあつた市の行う土地改良事業について、
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六
条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定
により、昭和三十三年十一月二十二日認可した。

昭和三十三年十二月十日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第六百六十五号

日野郡黒坂町から申請のあつた同町の行う土地改良事業
について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）
第九十六条の二第三項において準用する同法第十条第一
項の規定により、昭和三十三年十二月二日認可した。

昭和三十三年十二月十日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第六百六十六号

由良町桜地土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良事業について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十三年十二月六日認可した。

昭和三十三年十二月十日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第六百六十七号

土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定により次のように許可した。

昭和三十三年十二月十日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 起業者 鳥取県知事 遠藤 茂
- 一 事業の種類 春米発電計画測量
- 一 立ち入る土地の区域 八頭郡若桜町大字若荷谷

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
淵見	湯原	長砂	不香田	大炊	糸日見	岸野	根安	須澄	内見	岩屋堂	吉川	栃原	中原	加地	大野	小船	寺前				

一 立ち入る期間

昭和三十三年十二月十五日から
昭和三十三年十二月三十一日まで

鳥取県告示第六百六十八号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定による移入を禁止する区域として広鳥県を指定する。

昭和三十三年十二月十日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第六百六十九号

次のように肝てつ、検査及び駆除を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十三年十二月十日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 実施の目的 肝てつ、予防及び駆除のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛。ただし、生後三箇月以内分娩前後一箇月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法 肝てつ、検査 皮内注射反応、虫卵検査法
肝てつ、駆除 ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施期日	実施区域	実施場所
十二月十三日	東伯郡東郷町	舎人家畜検査場
〃 十四日	北条町	中北条
〃 十六日	東郷町	東郷
〃 十七日	〃	花見
〃 十八日	北条町	下北条
〃 十九日	大柴町	大誠
〃 二十日	〃	栄

一月	八日	東伯郡中山町	下中山
九日	赤碕町	赤碕	中山
十日	赤碕町	赤碕	中山
十一日	安田	安田	中山
十三日	成美	成美	中山
十四日	以西	以西	中山
十六日	関金町	南谷	中山
十七日	矢送	矢送	中山
十八日	山守	山守	中山
二十日	倉吉市	上小鴨	中山
二十一日	小鴨	小鴨	中山
二十二日	社	社	中山
二十三日	倉吉	倉吉	中山
二十四日	北谷	北谷	中山
二十五日	北谷	北谷	中山

二月	五日	高城	西郷
六日	東伯郡東伯町	浦安	上北条
七日	上郷	灘手	上郷
八日	八橋	古布庄	下郷
八日	下郷	下郷	下郷

鳥取県告示第六百七十号
鳥取県種雄畜種付並びに精液の譲渡及び注入手数料条例
(昭和二十五年三月鳥取県条例第四号) 第二条の規定に
より種付並びに精液の譲渡及び注入手数料の額を次のよ
うに定め昭和三十三年十二月十日から施行し、昭和三十
二年二月五日鳥取県告示第四十八号(種付並びに精液の
譲渡及び注入手数料の額について)は同日限り廃止す
る。

昭和三十三年十二月十日

鳥取県知事 遠藤 茂

家畜の種類

種付手数料

精液譲渡手数料

精液注入手数料

牛	乳用牛	出張種付の場合 ひきつけ	八〇〇円	三〇〇円	二〇〇円
	役肉用牛	ひきつけ種付の場合	八〇〇円	二〇〇円	二〇〇円
豚	山羊	ひきつけ種付の場合	四〇〇円	一〇〇円	二〇〇円
山羊	めん羊	ひきつけ種付の場合	二五〇円	一〇〇円	一五〇円